



学会誌等の学会ホームページでの公開に伴う著作権の一部譲渡に関する告知（お願い）

学会誌「Proceedings of the Arthropodan Embryological Society of Japan」（以下 PAESJ）に掲載された論文等のうち、著作権が学会に譲渡されている No. 34 以降の本誌に掲載された論文等は、第 47 回総会における承認に基づき、近々、学会ホームページで公開されます。一方、著作権の譲渡が行われていない No. 33 以前の本誌ならびに同誌の前身の「節足動物発生学談話会講演要旨集」（以下、要旨集）に掲載された論文等の公開に関しては、学会ホームページ上で著作権の一部譲渡の依頼の告知を行い、拒否の申し出のない論文等については公開することが、先の第 49 回総会において承認されました。

著作権の譲渡が行われていない論文等を公開するためには、著作権法（注）により、論文等の著者全員に対して、著作権の一部（学術目的のために、著作物の一部または全部を複製し（複製権）、公衆発信する権利（公衆送信権）、および、前記の権利を第三者に行使させる権利）を本学会へ譲渡していただくことが必要とされるため、上記権利（複製権および公衆送信権）の譲渡をお願いすることと致しました。

著作権の一部の譲渡をお願いする論文等が掲載された PAESJ は No. 19～33、要旨集は第 1～18 回です。ただし、これらの掲載誌の目次（論文のタイトル、著者名、掲載ページ等）は著作権譲渡の対象ではありませんので、近々、学会ホームページで公開します。また、要旨集に掲載の会員名簿は公開しません。

本来、個別に譲渡の許諾をお願いすべきところですが、著者の数もかなり多く、また連絡先が不明もしくは故人となられた著者も少なくないことから、この会告（「譲渡に関する告知」）により、譲渡をお願い申し上げる次第です。なお、著作権の一部を譲渡していただきましても、学会は、著者が学会の承諾なしにご自分の著作物を複製すること、あるいはご自身のホームページ等で公開することを認めます。

万一、この件に関しまして承諾していただけない場合、あるいはご不審な点がある場合には、**2014 年 3 月 31 日**までに本会事務局に文書または電子メールでお申し出下さい。承諾していただけなかった場合にはホームページ上での公開の対象とは致しません。お申し出の無かった著作物につきましては、承諾していただけたものとして公開の作業を進めさせていただきます。なお、本学会は、このお知らせが著者の皆様の目に触れることを前提としていますが、何らかの事情でこの件をお知りになる機会がなかった場合もあり得ますので、期限以降におきましても当事者からのお申し出があれば、当該著作物の公開を可及的すみやかに中止いたします。本会としてもこの告知の周知に努力いたしますが、特に、非会員の著者をご存じでしたらその方に、また、故人となられた著者をご存じの方はそのご遺族に本告知をお伝えすることにご協力いただければ幸いです。

以上、事情をご理解いただき、よろしくご了解くださいますよう、お願い申し上げます。

2013 年 7 月 1 日

日本節足動物発生学会長 小林幸正

注：著作権法による著作権には、複製権、上演権・演奏権、上映権、公衆送信権、口述権、展示権、頒布権、譲渡権、貸与権、翻訳権・翻案権等、さまざまな権利が含まれます。本告知で譲渡を求めるのは上記の権利のうちの複製権と公衆送信権です。